

介護老人福祉施設重要事項説明書

< 令和 6年 8月 1日現在 >

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 聖母会
代表者名	塩塚 俊子
法人所在地 ・連絡先	(住所) 〒 161-0032 東京都新宿区中落合 2 丁目 5 番 1 号 (電話) 03-3954-5061 (F A X) 03-5996-6810

2 事業所（ご利用施設）

施設の名称	社会福祉法人 聖母会 特別養護老人ホーム聖母の丘
所在地・連絡先	(住所) 〒 860-0073 熊本県熊本市西区島崎 6 丁目 1 番 2 7 号 (電話) 096-355-3017 (F A X) 096-351-4690
事業所番号	4370100697
施設長(管理者)氏名	池田 裕伸

3 利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		熊本県知事の事業者指定		利用定数
		指定(更新)年月日	指定番号	
施設	養護老人ホーム (特定施設入居者生活介護事業所)	令和4年4月1日	4370107080	50名
	介護老人福祉施設	令和2年4月1日	4370100697	
居宅	短期入所生活介護	令和2年4月1日	4370102016	10名
	介護予防短期入所生活介護	令和6年4月1日		
	通所介護	令和2年4月1日	4370101133	30名
	介護予防通所介護	令和2年4月1日		
	訪問介護	令和6年2月1日	4370105183	
	介護予防訪問介護	令和6年2月1日		
	認知症対応型共同生活介護	令和4年5月1日	4390101774	18名
	居宅介護支援事業	令和2年4月1日	4370100135	135名

4 施設の目的及び運営方針

(1) 施設の目的

社会福祉法人聖母会介護老人福祉施設聖母の丘（以下「事業所」という）は、社会福祉法人聖母会の理念に基づき、介護保険法、介護保険施行規則及び厚生省令の人員、設備及び運営基準に則して事業を運営する。

聖母の丘の創立精神は、社会の中の小さい人々に、キリストの愛の精神を持って奉仕することであり、入所者一人一人をかけがえのない大切な存在として尊敬し、理解し、受容し、個々の人生を全うできるように励まし支えることにある。自由と平和な生活環境づくりに努力し、家庭的雰囲気を培い、喜びと感謝のうちに心豊かな日々を過ごし、互いに助け合い、永遠の希望へと心を向けることがで

きるように奉仕することを目的とする。

(2) 施設の運営方針

急速な高齢社会の中で、今や高齢者の介護問題・安心できる福祉社会の構築は、国民一人一人の問題となってきた。措置から契約へ入所者が、自らの意志に基づいて利用するサービスを選択し、決定することが出来る時代となった。

当事業所においても入所者の決定を支援するとともに、その心身の状況に応じた適切なサービスを計画的・効果的に提供し、入所者が喜び安心して過ごせる地域社会の福音化へ大きく貢献するため、内部の層の充実を図り、入所者の家族の身体的・精神的負担の緩和にも努める。

(3) その他

事項	内 容
施設サービス計画の作成及び事後評価	担当の介護支援専門員が、包括的自立支援プログラム方式により、入所者の直面している課題等を評価し、入所者の希望に沿って、施設サービス計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を踏まえて施設サービス計画を見直します。施設サービス計画は、施設サービス計画作成の都度、入所者やその家族に、書面にて説明し交付します。
従業員研修	資質向上のための研修をWeb研修を中心に行っています。
実習生	介護福祉士、介護職員初任者、介護職員実務者、社会福祉士、(管理)栄養士、看護師、各療法士、教員などの実習生を受け入れています。

5 施設の概要

(1) 構造等

敷 地	4,175.180 m ²	
建 物	構造	耐火構造
	延べ床面積	2,814.050 m ²
	入所定員	60名 (ショート10名含む)

(1) 居室

居室の種類	室数	類型	面積 (一人あたりの面積)		備 考
一人部屋	4	従来型個室	64.000	m ² (16.000m ²)	冷暖房完備 ナースコール設置
二人部屋	8	多床室	198.110	m ² (12.382m ²)	
四人部屋	10	多床室	504.290	m ² (12.607m ²)	

(2) 主な設備

設備	室数	面積 (一人あたりの面積)	備 考
食堂	1	99.376 m ² (1.656m ²)	
機能訓練室	2	148.924 m ² (2.482m ²)	
浴室	4	65.017 m ²	特別浴槽 2 台設置
医務室	1	23.228 m ²	
静養室	1	22.005 m ²	248.300
相談室	1	11.936 m ²	

6 施設の職員体制（特養・短期含む）

従業者の職種	人数 (人)	区 分				常勤 換算 後	職務の内容
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専従	兼務	専従	兼務		
施設長	1		1				事業所の管理・統括
副施設長	1		1				施設長の補佐・事業所の管理他
医師	1		1			0.1	健康管理及び療養上の指導
生活相談員 (社会福祉士)	1 (1)		1 (1)			1 (1)	日常生活における相談・入退所手続 事務等
介護支援専門員	1	1				1	相談・ケアプラン作成・調整他
介護職員等 (介護福祉士)	20 (15)	16 (13)		4 (1.2)		18.9 (14.2)	日常生活の介護・介助並びに健康維 持のための相談・助言等
看護職員 (看護師)	4 (2)	2 (1)	1	1 (0.8)		3.8 (1.8)	健康管理・療養上の世話、診療の介 助・看護健康相談等
機能訓練指導員	1				1	0.1	日常生活をおくる上で必要な生活機 能の改善又は維持の為の機能訓練
栄養士 (管理栄養士)	3 (2)	3 (2)				3 (2)	入所者の年齢・心身の状況に応じた 献立作成・栄養量の把握及び栄養指 導等
事務職員等	2	2				2	会計・出納・受付及び経営・資産管 理等の事務等

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長（管理者）	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）常勤で勤務	週休2日 有給休暇 慶弔休暇 特別休暇 産前産後休業 育児休業 傷病休暇 介護休暇
副施設長	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）常勤で勤務	
生活相談員	日勤 8:00～17:00、9:00～18:00	
介護支援専門員	日勤 8:00～17:00、9:00～18:00、10:00～19:00	
介護職員	早勤 6:30～15:30、7:00～16:00 日勤 8:00～17:00、8:30～17:30 9:00～18:00	
看護職員	遅勤 10:00～19:00 夜勤 15:00～翌日9:00	
管理栄養士	日勤 9:00～18:00	
事務職員等	日勤 8:00～17:00、8:30～17:30、10:00～19:00	
機能訓練指導員	看護職員が兼務	
医師	毎月2回	

8 施設サービスの内容と費用

当施設では、ご契約に対し以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険給付対象サービス）

(2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合（介護保険給付対象外サービス）
があります。

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
居室の提供	1人部屋、2人・4人部屋をご用意しています。 入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。 (但し、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)
食事	(食事時間) 朝食8:00～9:00 昼食12:00～13:00 夕食18:00～19:00(17:30～の早出し対応可能) 管理栄養士の立てる献立表により、栄養と入所者の身体状況に配慮した食事を原則として食堂にて提供します。
入浴	週2～3回の入浴又は、清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
排泄	入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても施設サービス計画に沿って援助を行います。
離床・着替え・整容等	寝たきり防止のため、寝食分離を原則とし、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は、週1回、寝具の消毒は月1回実施します。
機能訓練	機能訓練指導員により入所者の状況に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持の為に機能訓練を行い、自立向上に努めます。 < 当事業所の保有するリハビリ器具 > 歩行器 車椅子 マイクロ波治療器 平行棒 姿勢矯正鏡 レストレーター マット マット訓練台 ローラーベッド 電子オルガン エルゴサイザー 歩行訓練用階段
健康管理	非常勤医師による週2回の診察日を設けます。診察日以外でも心配の時はいつでも診察を受け付けます。また、協力医療機関による年2回の検診により、入所者の健康管理に努めます。 外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできる限り配慮します。
レクリエーション等	当事業所では、次のような娯楽設備を整えております。 カラオケセット 楽器類 ビデオ テレビ 各種ゲーム
洗濯	衣類・寝具等の洗濯を行います。但し、ウールや絹製品等の手洗いやドライクリーニングの必要なものはご家庭でお願いいたします。
相談及び援助	入所者とその家族からのご相談に応じます。